

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（ 公 印 省 略 ）

医療扶助の適正実施に関する指導監査等について

平素より生活保護行政の推進に御尽力を賜り、御礼申し上げます。
標記について、下記のとおり行うこととしたので、御了知いただき、医療扶助の運営
について一層適正な処理にあられるよう御協力をお願いします。

記

1 令和 6 年度の地方厚生局における指導監査について

(1) 自立支援医療の適用状況に関する監査

令和 6 年度においても自立支援医療の適用状況に着目した監査を実施するが、監
査内容については、以下の通りとする。

- ① 都道府県・指定都市・中核市本庁（以下「都道府県等本庁」という。）にお
いては、別紙様式 1 「自立支援医療制度の活用徹底に関する取組状況」を作成
し、地方厚生局が指定する日を期限として、地方厚生局あて提出すること。な
お、作成にあたっては、令和 5 年度の状況を記載し、令和 6 年度に改善や見直
しがあったものについては、併せてその旨を記載すること。
- ② 監査当日は、提出された資料を基に「生活保護制度における他法他施策の適正
な活用について」（平成 22 年 3 月 24 日社援保発 0324 第 1 号本職通知）に示す「自
立支援医療適用確認台帳」の整備状況等についてヒアリングを行う。

(2) 頻回受診に係る適正受診指導対象者の状況に関する監査

令和 6 年度においても頻回受診に係る適正受診指導に着目した監査を実施するこ
ととし、監査内容については、以下の通りとする。

- ① 都道府県・指定都市・中核市本庁（以下「都道府県等本庁」という。）にお
いては、別紙様式 2 「頻回受診者に対する適正受診指導に関する取組状況」を作
成し、地方厚生局が指定する日を期限として、地方厚生局あて提出すること。

なお、令和4年度実績（改善者割合の全国平均）により記載すべき項目は分かれているが、作成に当たっては、記載時点での状況等を記載すること。

- ② 監査当日は、提出された資料を基に、「頻回受診者に対する適正受診指導について」（平成14年3月22日社援保発第0322001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に示す適正受診指導の状況についてヒアリングを行う。

（3）重複・多剤投与者に対する指導等の実施状況に関する監査

令和6年度においても「重複・多剤投薬に係る適正受診指導対象者の状況に関する監査」は、課長通知「生活保護の医療扶助における医薬品の適正使用の推進について」（令和5年3月14日付け社援保発0314第1号厚生労働省境・援護局保護課長通知）に沿った重複・多剤投与に係る適正受診指導に着目した監査を実施する。

（4）複数の医療機関から向精神薬の投薬を受けている者の状況に関する監査

令和6年度においても複数の医療機関から向精神薬の投薬を受けている者の状況に着目した監査を実施するが、監査方法については、以下の通りとする。

- ① 都道府県等本庁においては、令和6年1月基金審査分のレセプト（紙レセプト分を含み、連名簿分を除く。）のうち、「同一月に複数の医療機関から向精神薬の投薬を受けている者」の台帳（別紙様式3）を作成し、令和6年5月末日を期限として当職あて提出すること。

なお、当職あてに提出する台帳（別紙様式3）は、「是正改善措置状況」については記入する必要がないこと。

- ② また、地方厚生局が指定する日を期限として、各都道府県等本庁が保有する別紙様式3、別紙様式4及び別紙様式5を記入の上、地方厚生局あて提出すること。なお、別紙様式5の作成にあたっては、令和5年度の状況を記載し、令和6年度に改善や見直しがあったものについては、併せてその旨を記載すること。

- ③ 監査当日は、提出された資料を基に、「是正改善措置状況」及び「向精神薬の重複投薬等における適正受診の徹底に関する取組状況」の内容についてヒアリングを行う。

- ④ なお、ヒアリングの際には、「医療扶助における向精神薬の重複処方の適正化に係る取組の徹底について（依頼）」（令和4年12月9日社援保発1209第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を周知するとともに、令和6年度の向精神薬の重複処方の適正化に係る指導の取組方針について聴取する。

※ 聴取の結果、特段取組方針の考え方等の理解が不十分な場合は、当該通知に沿った取組を促す。

（5）指定医療機関に対する指導等の実施状況に関する監査

令和6年度においても都道府県等本庁の指定医療機関に対する指導等の実施状況

に着目した監査を実施するが、監査方法については、以下の通りとする。

- ① 都道府県等本庁においては、別紙様式6「指定医療機関への指導等の状況」を作成し、地方厚生局が指定する日を期限として、地方厚生局あて提出すること。
なお、作成にあたっては、記載時点での状況等を記載すること。
- ② 監査当日は、提出された資料を基に、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知）に則り、適切に指定医療機関に対する指導等が実施されているか等についてヒアリングを行う。

2 複数の医療機関から向精神薬の投薬を受けている者の状況の報告について

上記1（4）①にて、当職あて提出した台帳（別紙様式3）に掲載された全ての者の令和7年3月末現在までの改善状況について、別紙様式7に記入の上、令和7年6月末日まで当職あて提出するようお願いする。